

2. 4. 10 債権・保全係

継続業務

- ・ 債権発令に関する全ての業務
- ・ 保全事件（裁判官の判断により要求性の認められないものについては、受付のみの場合あり）
- ・ D V 事件

停止する業務

債権配当・・・4月16日3件中1件実施

4月16日残り2件及びそれ以降の配当期日は取り消し済み

財産開示・情報取得（受付・立件のみ）

勤務体制

主書を除く書記官4名・事務官1名を週1の割合で順次，在宅勤務にする。

裁判官の体制

全ての事件につき、担当制ではなく、その日の当番裁判官が行う。